

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

2017年4月13日

株式会社かんぽ生命保険

1. 終身保険等の見直し

1 認可申請の概要

(1) 認可申請の内容

終身保険等の見直し

- ・ 終身保険の見直し
- ・ 定期年金保険の見直し
- ・ 入院特約等の見直し

- 低金利環境が継続する中、昨年8月、本年4月の予定利率の引下げ(保険料の値上げ)により、終身保障商品の魅力が低下。
- 平均寿命の延伸や公的年金制度への不安を背景に、長寿社会における自助努力支援の重要性が高まる中、当社の個人年金商品は、低金利の影響により、すべて販売停止。
- 入院日数の短期化や外来手術の増加など、医療環境の変化に応じて、顧客の医療保障ニーズも変化。
- こうした状況に対応するため、終身保険・定期年金保険及びこれらに付加する入院特約等について、解約返戻金を抑えることにより保険料を低廉化するなどの見直しを行うとともに、入院特約等について、手術保険金の支払対象等の見直しを行う。

(2) 開始時期

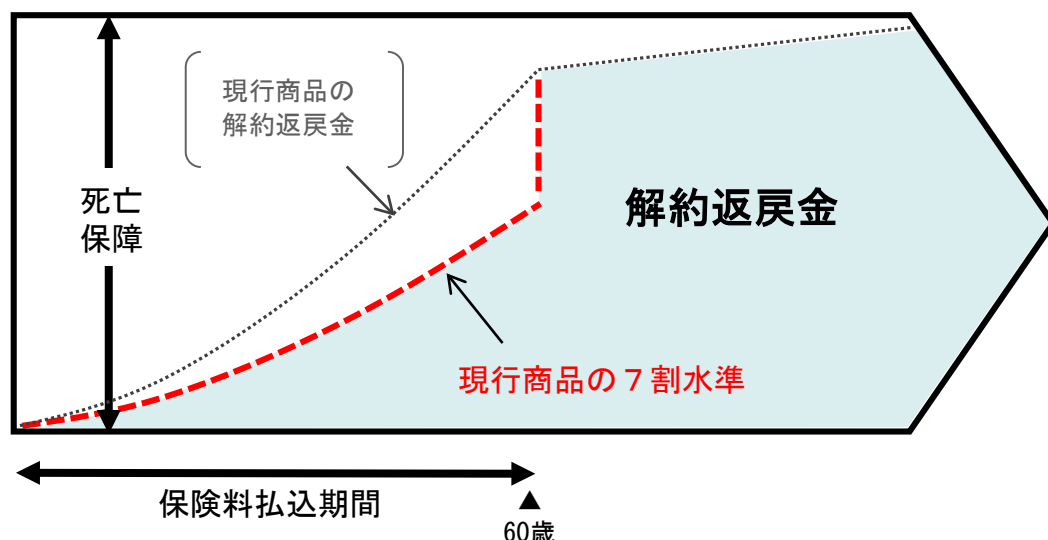
2017年10月(予定)

2 見直しの内容(1)

- 終身保険について、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定したタイプを設ける。
- 終身保険に付加する特約について、保険料払込期間満了後の解約返戻金を低く設定したタイプ(解約返戻金低減型)、保険料払込期間を長く設定した解約返戻金のないタイプ(無解約返戻金型)を設ける。

< 商品の仕組み >

[60歳払込済定額型普通終身保険の例]



[返戻率の例]

加入例	見直し後	現行
40歳加入60歳払済	103.1%	100.4%
50歳加入70歳払済	98.7%	96.2%
60歳加入80歳払済	93.2%	90.7%

(返戻率は、死亡保険金額÷払込保険料総額(基本契約)、女性、口座払込み)

✓ 予定解約率を用いて保険料を計算し、解約返戻金を抑えた分、保険料を安くすることができる。

※終身保険に付加する無解約返戻金型の特約の保険料払込期間は、95歳まで。

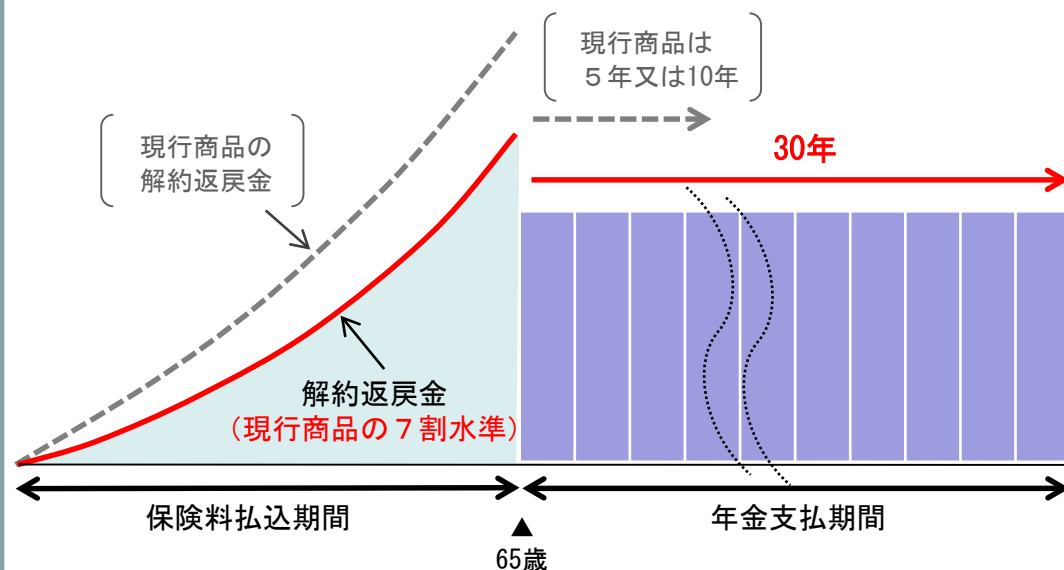
※現行の終身保険と併売する。

2 見直しの内容(2)

- 定期年金保険について、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定するとともに、年金支払期間を長期化する。

< 商品の仕組み >

[65歳支払開始据置定期年金保険の例]



	見直し後	現行
加入年齢範囲	50～70歳	45～62歳
保険料払込期間	10～30年	3～10年
年金支払開始年齢	60、65、70、75、80歳	55、60、65歳
年金支払期間	30年(75歳・80歳支払開始は20年)	5年、10年

- ✓ 終身保険と同様の仕組みにより、保険料の低廉化を図ることができる。
- ✓ 年金支払期間を20年又は30年と長く設定することにより、長寿社会に対応した長期の自助努力を支援することができる。

※ 定期年金保険には、保険料払込期間を全保険期間とする無解約返戻金型の特約を付加できるようにする。
その販売は、今後のニーズ等を踏まえて検討する。

2 見直しの内容(3)

- 入院特約における入院保障について、入院日額5日分を上乗せして支払う入院初期保険金を設ける。(選択制)
- 入院特約における手術保障について、手術保険金の支払対象を外来の手術に拡大するとともに、手術保険金の支払倍率を簡素化する。
- 災害特約を無配当化する。

< 手術保障の見直し >

保障の区分	保険金の名称	支払倍率
手術(入院中)	手術保険金	入院日額の20倍 〔(参考) 現行の入院特約:手術の種類(96区分) に応じて入院日額の5、10、20、40倍〕
手術(外来)	手術保険金	入院日額の5倍
放射線治療 (入院中・外来)	放射線治療保険金	入院日額の10倍

(注) 放射線治療は、現行入院特約では手術扱い。今後は、独立した保障の区分として取り扱う。

- ✓ 治療期間の短期化傾向を踏まえた、入院初期あるいは外来治療の保障を強化できる。
- ✓ 商品内容の簡素化を図り、簡易・迅速・正確な事務処理態勢により、質の高いサービスの提供ができる。

※現行の入院特約及び災害特約は販売停止とする。

3 実施体制

- 当社において、解約返戻金を低く設定した、又はないタイプの商品の販売は初めての取扱い。
- お客さまへの説明をより丁寧に行っていくため、当社支店・郵便局に対する研修・指導を強化するとともに、募集資料についても、個別の契約内容に応じた具体的な解約返戻金額の推移を掲載するなどの見直しを行い、
 - ① 当初意向の把握
 - ② 商品の提案
 - ③ 契約概要の説明
 - ④ 注意喚起情報の説明
 - ⑤ 最終意向の確認
 - ⑥ 申込みの受理のプロセスを適切に実施・管理する体制とする。

2. 法人向け商品の受託販売の充実

1 認可申請の概要

(1) 認可申請の内容

法人向け商品の受託販売の充実

○ 当社では、2008年6月から、一部の生命保険会社の法人向け商品の受託販売を行っている。
2015年には、以下のとおり、その充実を図っている。

- ① 「経営者向け定期保険」について、全ての生命保険会社から受託販売をできるようにし、第一生命保険からの受託販売を開始(2015年11月)。

<参考> 取扱会社(2017年3月現在)

日本生命保険、住友生命保険、明治安田生命保険、三井住友海上あいおい生命保険、
東京海上日動あんしん生命保険、メットライフ生命保険、エヌエヌ生命保険、第一生命保険

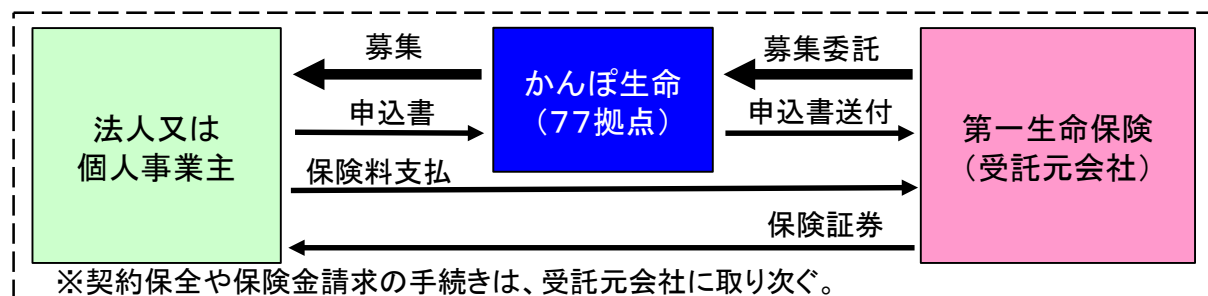
- ② 受託販売商品に「総合福祉団体定期保険」を追加し、メットライフ生命保険からの受託販売を開始(2015年11月)。

○ 法人顧客への更なるサービス向上を図るため、新たに受託販売商品を追加することとし、第一生命保険の「経営者向け介護保障定期保険」の受託販売を行う。

(2) 開始時期

2017年6月(予定)

(3) 受託販売の概要



2 受託業務の概要

取扱いの背景

- 高齢化の進展に伴い、介護保障ニーズが高まっており、経営者が要介護状態等になった場合を保障する法人向け商品を取り扱うことで、介護等に伴う必要な資金を確保したいという法人顧客ニーズに対応。
- 法人向け商品の受託販売実績は増加基調であるため、新たな商品を取り扱うことで、更なる営業機会の増加につなげる。

取扱いの内容

- 当社は、第一生命保険から、「経営者向け介護保障定期保険」の供給を受け、受託販売を行う。

<商品の仕組み>

- 経営者の死亡のほか、要介護状態等の身体障害の状態を保障する商品。
- 要介護状態等の場合には、年金を支払う。
- 支払保険料の全額を損金算入できる税制上のメリットがある。

- ✓ 経営者の介護等のリスクに年金で備えることができる
- ✓ 事業資金や退職慰労金等の確保に解約返戻金が活用できる

